

平成 27 年(行ウ)第 429 号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原 告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被 告 国

準 備 書 面 (9)

2018 (平成30) 年2月5日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士 秋 山 幹 男 

同 二 関 辰 郎 

同 古 本 晴 英 

同 牧 田 潤 一 朗 

同 出 口 か お り 

同 藤 原 大 輔 

同 小 野 高 広 

被告準備書面（9）に対する原告の反論は以下のとおりである。

第1 合理的区別の指標が示されていないこと

1 「独立一体的情報論」はとりえないこと

被告は、被告準備書面（9）において、これまでの決定変更により部分開示を行った理由として、突如、いわゆる「独立一体的情報論」を持ち出すに至った。

本件訴訟で重要なことは、2017(平成 29)年 10 月 31 付の追加開示決定（以下、被告の定義に倣って「本件追加開示決定④」という。）を踏まえてもいまだ被告が不開示を維持している部分（同じく以下、「本件不開示維持部分」という。）に不開示事由該当性が認められるか否かである。それゆえ、すでに部分開示を行った部分に関する被告の説明の問題点について深入りはせず、簡潔に問題点を指摘しておく。

独立一体的情報論に対しては、最近でも、「第一に、その独立一体と捉える情報の範囲が論者あるいは立場によって異なるばかりか、第二に、情報公開の観点からの個々の情報の牽連性を十分に考慮できないという技術的な問題があることに加え、そもそも不開示の範囲が無用に広がりすぎるおそれがあるという情報公開法の本旨に反する本質的な問題があるように考えている」という、そもそも情報公開法の趣旨に即した根本的な批判を含んだ批判がなされている（最高裁 2018(平成 30)年 1 月 19 日第二小法廷判決(平成 29 年(行ヒ)第 46 号・最高裁ウェブサイト)における山本庸幸裁判官意見)。他にも、主要な批判として、最高裁 2007(平成 19)年 4 月 17 日第三小法廷判決・裁判集民事 224 号 97 頁における藤田宙靖裁判官補足意見や、情報公開法の施行後 4 年の見直し検討結果をまとめた総務省による 2005(平成 17)年 3 月 29 日付「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」があるなど、独立一体的情報論には批判が強い。さらに、最高裁 2003(平成 15)年 11 月 11 日第三小法廷判決・裁判集民

事 211 号 349 頁では、被告が援用する最高裁 2001（平成 13）年 3 月 27 日判決とは異なる部分開示の判断をしており、そもそも、現時点でも最高裁が独立一体的情報論を維持していると言えるか疑問がある。

加えて、前掲 2001(平成 13)年最高裁判決で独立した一体的情報とされたのは、知事交際費に関する文書のうち、「歳出額現金出納簿については、各交際費の支出ごとにその年月日、摘要、金員の受払等の関係記載部分」、「支出証明書については、各交際費の支出ごとにこれに対応する支出証明書に記録された情報」、そして「領収書及び請求書兼領収書については、各交際費の支出ごとにこれに対応する領収書又は請求書兼領収書に記録された情報が府の担当者によるメモ書き部分をも含め〔た部分〕」である（原告代理人注：「担当者によるメモ書き部分」とは、もともと相手方の氏名等が記載されていなかった領収証に府の担当者が後からメモ書き等の形で相手方の氏名等を記録した部分を指す。）。このように、独立一体的情報論によって「ひとまとまりの情報」と位置づけられたのは、相互に関連性の高い細かな項目の集合である。

被告が主張するような、本件文書 1 のような長さの文書全体を「独立した一体的情報」と捉える立場（被告準備書面（9）9 頁）など皆無と言っても過言ではない。本件文書 1 を全体として「独立した一体的情報」と捉える被告の主張は、本件開示部分と本件不開示維持部分の「おそれ」の違いが説明できないことを糊塗するための強弁であり、到底受け入れられない。

2 被告は必要な主張立証責任を尽くしていない

ところで、原告は、原告準備書面（8）において、被告に対し、本件追加開示決定④を踏まえた開示部分と不開示部分（本件不開示維持部分）との質的な違い、あるいは合理的な区別の指標を説明するよう求めた（同書面 9 頁以下）。この段階において、突如、被告が独立一体的情報論を持ち出した理由は、この原告の要求に対する対応と位置づけられるかもしれない。

しかし、上述のとおり、被告が拠って立つ独立一体的情報論は到底認められるものではない。そして、他に被告が本件追加開示決定④を踏まえた開示部分と本件不開示維持部分との質的違い、あるいは合理的区別の指標の説明を試みた箇所はないから、結局のところ、被告はこれらの説明をしていないことになる。

そうすると、原告準備書面（8）11頁で主張したとおり、本件不開示維持部分についての被告の判断が正しいとする保証はなく、本件不開示維持部分について被告が不開示を維持するための合理的説明を尽くしたとは言えないことになる。これまでに原告が繰り返し述べてきたとおり、被告は、不開示事由該当性の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要があるにもかかわらず、そういった根拠は示されていないのであるから、不開示を維持する被告の決定は取り消されるべきである。

第2 本件不開示維持部分に関する被告主張に根拠はないこと

本件不開示維持部分に不開示事由該当性が認められないことについては、原告は、原告準備書面（8）においてすでに詳細な主張を行った。被告準備書面（9）における被告主張は、総じて、そのような原告主張に対する有効な反論たりえていない。そこで、ここでは必要と思われる範囲に限り、再反論を行う。

1 記述の分量に関する被告主張は抽象的主張にすぎないこと

被告は、本件不開示維持部分の分量に基づく原告の主張を批判する（被告準備書面（9）10～11頁）。

しかし、原告準備書面（8）における原告主張は、本件文書1の開示部分から判明した個々の記述に即し、分量に照らして「おそれ」が生じないとの主張を具体的に行っている。それに対する被告の主張は、個々の具体的記述を

離れて抽象的に主張を展開しているにすぎず、原告主張に対する適切な反論になっていない。

また、被告は、一般的・抽象的な主張を展開したうえで、「・・・たとえば、検証の過程等を全て網羅しておらず、結論やその結論に至るまでの推論過程・考慮要素、あるいは事実関係の要約が端的に示された記載等があったとしても、そのことから不開示事由該当性が否定されることにならないことは明らかである」という主張をしている（同 11 頁）。しかし、行政情報を原則として公開することを枠組みとする情報公開法制度では、被告が不開示事由該当性を主張立証すべき立場にある。上記被告の主張は、あたかも原告において不開示事由に該当しないことを主張立証しなければならないかの如き主張であり失当である。

2 「報告の主なポイント」に基づく原告主張に対する被告反論は当を得ていないこと

被告は、本件文書 1 と「報告の主なポイント」（甲 4 の 2）とでは文書の趣旨・内容・性質を異にすると指摘したうえで、「報告の主なポイント」に記載されている内容が追加開示部分にないから本件不開示維持部分に含まれていないはずであるとする原告主張は明らかに失当と主張する（被告準備書面（9）12 頁）。

しかし、「報告の主なポイント」は、本件文書 1 を要約したものである。それゆえ、本件文書 1 の中には「報告の主なポイント」に記載されていない記述ないし内容は存在するとしても、その逆、すなわち、「報告の主なポイント」に記載がありながら本件文書 1 に記載がない記述ないし内容が存在することはありえない。外務省ウェブサイト（甲 4 の 1）では、「[本件文書 1] は、以上のように今後の政策立案・実施に役立てるとの観点からなされたものであり、今後の教訓等として報告で指摘された主なポイントは、別添（PDF）（原

告代理人注：甲4の2) のとおりである。ただし、・・・報告そのものの公表は行わない。」と述べており、「報告の主なポイント」が本件文書1の主要部分を抽出したものであって、本件文書1を代替するものと位置づけられていることがわかる。被告主張は、この外務省ウェブサイトにおける発表と矛盾しており、到底認められない。

3 記述内容に関する原告の指摘を誤りとする被告主張の問題点

被告は、「武力行使支持の理由」として想定される具体的な内容を、原告がいくつか指摘したのに対し、推測として妥当しないと述べたうえで、不開示事由該当性がないとする原告主張も明らかに理由がないと主張する（被告準備書面（9）13頁）。

この点、原告には本件不開示維持部分の記載内容がわからないため、個別の記述に関する被告主張の真偽についてこれ以上争いようはない。しかし、いずれにせよ原告の主張の要点は、該当する本件不開示維持部分に『現在の我が国の対応を予測させることにつながる』とか『他国との交渉上不利益を被るおそれ』につながるということはおよそ考えがたい（原告準備書面（8）30頁）という結論にある。

繰り返しになるが、原則開示の枠組みのもと、不開示事由該当性の主張立証責任は被告にある。被告は、不開示事由該当性の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示す必要がある。しかし、被告は、原告による個々の指摘を否定するだけで、肝心の上記結論部分について反論はしておらず、主張立証を果たしたとは到底いえない。

4 諸外国が情報収集先を公表していても「おそれ」はあるとの被告主張の誤り

被告は、事情の異なる諸外国が本件文書1とは別の検証報告書等の中で情

報収集先を公表しているとしても、諸外国と第三国の関係と日本との関係は異なるので、そのことは情報公開法上の不開示事由該当性がないことの根拠とはならないと主張する（被告準備書面（9）14頁）。

しかし、被告の主張は、一般論として各国相互の関係が異なると指摘しているにすぎず、なぜ他国が公表している情報について日本の場合にだけそれができず、「おそれ」があるとするのか、具体的・積極的には説明していない。結局のところ、被告は、ここでも不開示事由該当性の判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示していない。

また被告は、これまで、ここで問題になっているような情報は公にしない国際慣行があると主張していたが、今般、他国は公表していても日本は別であるという主張に変遷・後退している。また、被告は、情報提供先として個人名の記載がないことは否定していない。これらの点にも留意する必要がある。

第3 結語

原告が、原告準備書面（8）9頁でも指摘したとおり、本件訴訟における被告主張の特徴は、開示する情報そのものの秘密性を強調するのではなく、情報を開示することによる弊害のおそれを、きわめて間接的で因果関係の存否も疑わしい理由を連ねることで、なんとか説明しようとして試みている点にある。

しかも、原告の求めにかかわらず、被告は、本件不開示維持部分とすでに開示した部分の質的違い、あるいは合理的区別の指標を説明しようとしもない。

さらに、見出しやその冒頭に振られた数字等により、外形から、項目が分かれていることや、区分けが可能なことが明らかな箇所についても、その各々の不開示事由該当性を個別に説明することもしない。

このような被告の態度からも、被告が、不開示事由該当性の判断の公正妥当を

担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を示していないことは明らかであり、本件不開示維持部分に記載されている情報の公益性に照らしても、同部分を不開示とする被告の決定は取消を免れない。

以上を勸案のうえ、裁判所におかれては、本件の弁論を終結し、適切な判断を出されるよう要望する。

以上